

議第20号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「、延滞の場合を除き、その利率を年1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予等」を「償還金の支払猶予等、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「法第13条第1項及び令第8条から第12条まで」を「法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

第16条を第17条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

（委員会）

第16条 法第18条の規定に基づき、三島市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する

事項を調査審議する。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、その委嘱の日から当該諮問に係る調査審議が終了した日までとする。

5 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第14条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士